

大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市域における地球温暖化対策の一環として、本市の再生可能エネルギー資源の利活用及び住宅の省エネルギー化の一層の促進を図るため、家庭用燃料電池コージェネレーション設備、家庭用リチウムイオン蓄電池設備、電気自動車等充放電設備（V2H）、電気自動車充電設備又は省エネルギー型家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内でさやりんポイント（大阪狭山市地域ポイント事業実施要綱（令和4年大阪狭山市要綱第49号）に基づき発行されるポイントをいう。以下「ポイント」という。）を付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象設備)

第2条 ポイントの付与の対象は、未使用の家庭用燃料電池コージェネレーション設備、家庭用リチウムイオン蓄電池設備、電気自動車等充放電設備（V2H）、電気自動車充電設備及びエアコン（以下「対象設備」という。）であって、市長が別に定める要件を全て満たすものとする。

(ポイントの付与対象者)

第3条 ポイントの付与を受けることができる者は、市長が別に定める期間に対象設備を設置し、又は対象設備付き住宅の引渡しを受ける者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、エアコンについては、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第6条の規定により特定家庭用機器廃棄物をその収集若しくは運搬する者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、新たにエアコンを購入し、設置した者に限る。

- (1) 市内に居住する者であって、その居住する住宅（店舗等の併用住宅を含む。以下同じ。）に対象設備を設置するもの
- (2) 市内において新築した住宅又は取得した住宅に対象設備を設置し、当該住宅に自ら居住する者
- (3) 市内において対象設備付き住宅を取得し、当該住宅に自ら居住する者

2 前項の規定にかかわらず、ポイントの付与を受けようとする者が次のいずれかに

該当する場合は、ポイントを付与しない。

- (1) 市税を滞納しているとき。
- (2) 対象設備を設置する住宅が自己又は同居する親族の所有でない場合において、対象設備の設置について、当該住宅の所有者の書面による同意を受けていないとき。
- (3) 第9条の実績報告書の提出の日において、前項各号に掲げる住宅の所在地を住所として、住民基本台帳に記録されていないとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

（ポイントの付与）

第4条 付与ポイントについては30,000ポイントとする。

2 ポイントの付与は、1世帯につき、1対象設備当たり1回限りとする。ただし、世帯を別にする場合であっても、既にポイントの付与を受けた対象設備にはポイントを付与しない。

3 付与されたポイントの有効期限は、市長が別に定めるものとする。

（ポイントの付与申請）

第5条 ポイントの付与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業ポイント付与申請書（様式第1号。以下「付与申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置等同意書（様式第2号）（対象設備を設置する住宅が申請者又は申請者と同居する親族の所有でない場合に限る。）
- (2) 委任状（申請手続事務を第三者に代行させる場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請に係る書類の提出は、申請者（委任状を提出する場合にあっては第三者）が直接持参するものとする。

3 ポイントの付与申請の受付は先着順に行うものとし、受理した者の順番にポイントの付与予定者として決定するものとする。

(付与の決定)

第6条 市長は、付与申請書を受理したときは、その内容を審査し、ポイントの付与の可否を決定し、大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業ポイント付与可否決定通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 前条の規定によりポイントの付与決定を受けた者（以下「付与決定者」という。）は、対象設備の設置又は対象設備付き住宅の取得に係る計画内容を変更するときは、大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、対象設備の区分を変更することはできない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業計画変更承認・不承認通知書（様式第5号）により付与決定者に通知するものとする。

(付与申請の取下げ)

第8条 付与決定者は、やむを得ない理由により対象設備の設置又は対象設備付き住宅の取得を中止するときは、速やかに大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業ポイント付与申請取下届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 付与決定者から前項の届出書の提出があったときは、当該申請に係るポイントの付与の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 付与決定者は、対象設備の設置又は対象設備付き住宅の引渡しが完了したときは、市長が別に定める日までに、大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出は、付与決定者（委任状を提出している場合にあっては第三者）が直接持参するものとする。

3 第1項の市長が別に定める日までに同項の実績報告書の提出がなかったときは、当該申請に係るポイントの付与の決定はなかったものとみなす。

(ポイントの付与)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適

正と認めたときは、市長が別に定める方法により、ポイントを付与するものとする。

(管理)

第11条 付与決定者は、対象設備の設置の日から法定耐用年数が経過するまでの期間中、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅又は自動車の電力の消費用に充てなければならない。

2 付与決定者は、対象設備の設置の日から法定耐用年数が経過するまでの期間中に、天災地変その他ポイントの付与を受けた者の責めに帰することのできない理由により対象設備が損傷若しくは滅失したとき、又は対象設備を処分しようとするときは、大阪狭山市地球温暖化対策設備処分等承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 付与決定者は、対象設備の設置に関する書類及び帳簿等を当該対象設備に係るポイントの付与が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(使用状況等の報告)

第12条 市長は、付与決定者に対し、対象設備の使用状況等について報告を求めることができる。

(確認及び検査)

第13条 市長は、ポイントの付与について円滑な推進を図るため、職員に付与決定者の住宅に立ち入り、対象設備の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(付与決定の取消し)

第14条 市長は、付与決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ポイントの付与の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段によりポイントの付与を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(ポイントの返還)

第15条 市長は、前条の規定により、ポイントの付与の決定を取り消した場合は、付与決定者に対し、既に付与したポイント相当分の金額を返還請求することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ポイントの付与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この要綱による改正前の大阪狭山市住宅用再生可能エネルギー等設備導入費補助金交付要綱の規定により、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム又は家庭用リチウムイオン蓄電池システムに係る補助金の交付を受けている又は受ける場合は、それぞれこの要綱による改正後の大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業実施要綱の規定による家庭用燃料電池コージェネレーション設備又は家庭用リチウムイオン蓄電池設備に係るポイントの付与を受けている又は受けるものとみなす。